

令和5年3月3日

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

### J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定の制定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、お客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）による口座振替処理を開始するにあたり新たに「J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定」を制定しますのでご案内いたします。

#### 記

#### 1 制定内容

J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）を利用するお客さまに対し、サービス内容、利用時間および利用資格等、下記24項目について規定を制定するものです。

| No. | 項目          | No. | 項目              |
|-----|-------------|-----|-----------------|
| 1   | サービスの内容     | 13  | 届出事項の変更         |
| 2   | サービスの種類     | 14  | 規定の内容および利用方法の変更 |
| 3   | 利用資格        | 15  | 関係規定の適用・準用      |
| 4   | 反社会勢力との取引拒絶 | 16  | 契約期間            |
| 5   | サービスの利用開始   | 17  | サービスの解約         |
| 6   | 通知手段        | 18  | 解約時のその他留意事項     |
| 7   | 取扱手数料       | 19  | 譲渡、質入れ等の禁止      |
| 8   | 利用時間        | 20  | 免責事項            |
| 9   | データ伝送接続条件   | 21  | 業務委託の承諾         |
| 10  | データの仕様      | 22  | 機密保持            |
| 11  | 伝送意思確認      | 23  | 協議事項等           |
| 12  | サービスの休止     | 24  | 準拠法・合意管轄        |

#### 2 制定日

令和5年4月1日（土）

以上